

**建築物の耐震基準について  
(建築基準法を中心に)**

1

## 目次

- 建築基準法の概要
- 課題1 施工上の欠陥  
⇒中間検査制度の導入
- 課題2 現行基準に適合しない建築物  
⇒耐震改修の促進
- 課題3 建築士の資質  
建築確認の厳格化、建築士制度の改正

2

**耐震基準は「建築基準法」で規定**

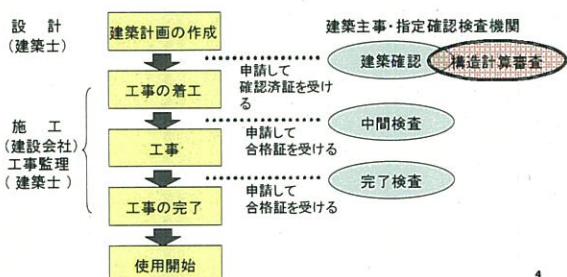
国の法律「建築基準法」の中で、様々な基準を定めており、建築物の耐震基準も規定されている。

<b>1 都市の中での基準</b>	<b>2 建築物の基準</b>
① 敷地と道路の関係	① 防火・避難
② 用途地域	② 日常の安全性
③ 建ぺい率	③ 居住環境・衛生
④ 容積率	④ 構造(耐震基準)
⑤ 建築物の高さ	⑤ 建築設備

3

## 建築基準法の手続き

建築計画の策定から、使用開始するまでの手続きが定められ、行政が関与することにより、安全性を確保している。



4

**耐震基準の基本的な考え方**

基本的な考え方とは、地震だけなく、自重・積載荷重・積雪・風圧に対して安全な構造であること。

固定荷重:コンクリートや鉄筋の重さ
積載荷重:人間・家具・車の重さ
積雪:雪の重さ
風圧:風による揺れ
地震:地震による揺れ

5

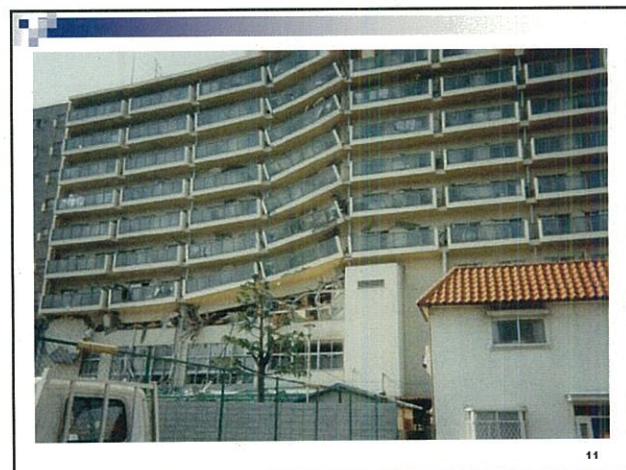
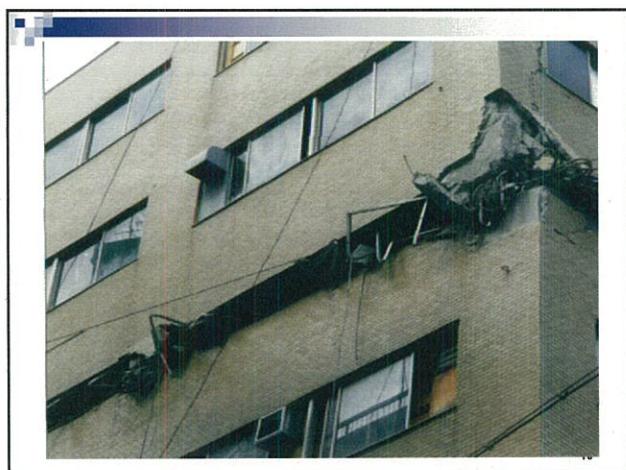
## 耐震基準の基本的な考え方

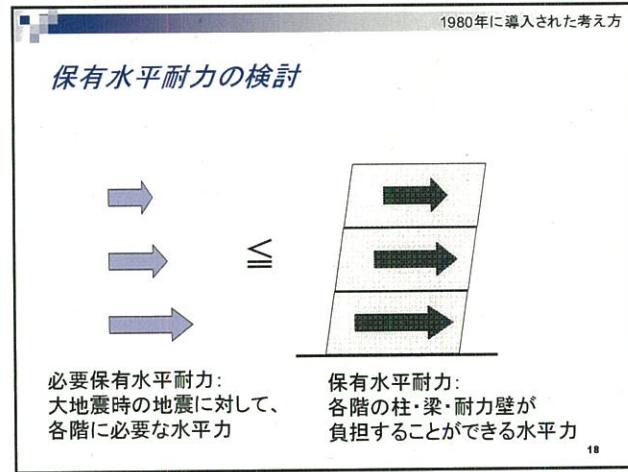
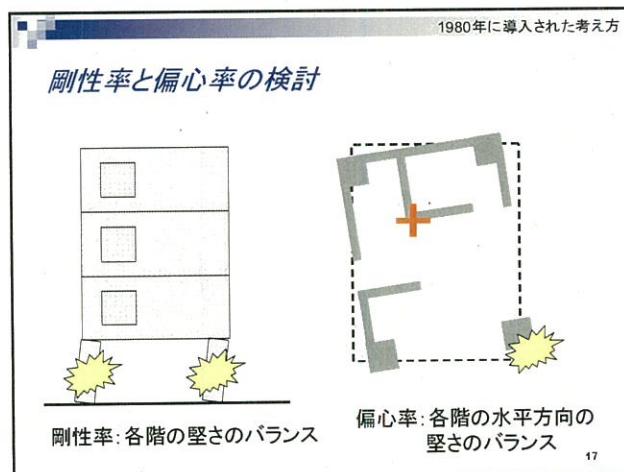
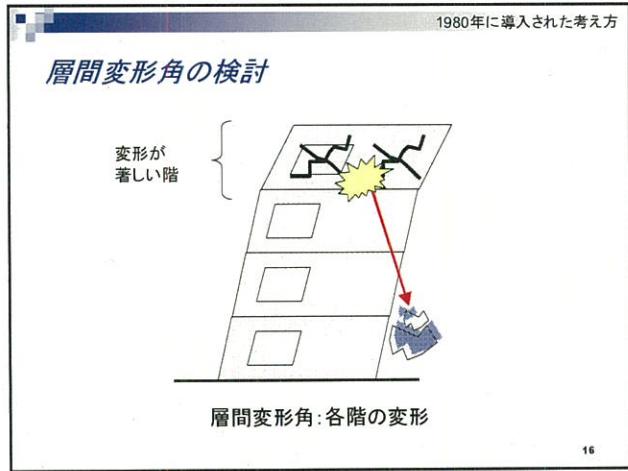
どんな地震にも完璧に対応するのではなく、経済性も考慮し、リスクに対応するという考え方を採用。

- ① 普段の自重・積載荷重を安全に支持すること
- ② 稀に発生する中規模地震に対して  
損傷しないこと(20年に1回の地震)
- ③ 極めて稀に発生する大規模地震に対して、  
倒壊・崩壊しないこと(100年に1回の地震)

6

地 震	法 改 正
十勝沖地震(1968年) RC造建築物の被害多数 M7.9 死者49人 全壊673棟	新耐震基準の導入 (1980年) ・構造計算について二次設計の規定の新設 ・木造の耐力壁量の割増等
宮城沖地震(1978年) ビロティ形式や偏心の著しい建築物に被害 M7.4 死者27人 全壊651棟	
阪神淡路大震災(1995年) 旧耐震基準や施工不良の建築物の多くが倒壊・損壊 M7.2 死者6,432人 全壊104,906棟	中間検査の導入(1998年) (参考) 耐震改修促進法の施行





## 課題 1

施工不良や手抜き工事による欠陥  
耐震基準どおりに建築がされない

- \* 工業製品と異なり、自然環境の中での作業
- \* 一つとして同じものはない
- \* 多くの人が関わる

19

## 中間検査制度

阪神淡路大震災では、施工不良や手抜き工事による欠陥を原因とした大きな被害が発生



「建築基準法」では、工事途中に中間の検査をすることを義務付け、内容は地方自治体が決めるとしている(3階建以上の共同住宅の中間検査は国が義務付ける)。

20

## 中間検査制度

東京都では、これを受け、全国で最も厳しい基準を定めている。

- ◆ 中間検査の対象
  - \* 構造に関わらず、3階建て以上すべてのもの
- ◆ 中間検査を行う工程
  - \* 木造は屋根工事
  - \* 鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造は1階のフレーム
  - \* 鉄筋コンクリート造は2階の床の工事
- ※ 延べ面積1万m<sup>2</sup>を超えるものは基礎の工事を追加

21



22



23



24

## 課題 2

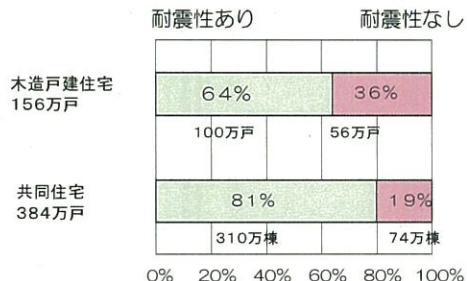
新しい耐震基準に適合していない建築物が多く残っている

\* 耐震基準は、地震災害、社会経済の変化、新技術の普及により、厳しくなっている。

25

## 住宅の耐震化の現状

東京都内は、新しい耐震基準を満足しない住宅が多く残っている。



26

## 耐震改修促進法の成立

- 多くの1980年以前の建築物に大きなダメージ
- 現行の耐震基準を満たさない建築物の耐震性の向上が急務
- ↓
- 1995年10月 耐震改修促進法の制定

27

## 耐震改修促進法の概要

- 多数の者が利用する建築物の所有者に耐震診断・改修の努力義務
- 認定された耐震改修工事について耐震関係規定以外の不適格事項の不遡及
- 行政による「耐震改修促進計画」の策定等

28

## 課題 3

耐震基準をごまかす建築士がいる

- \* 国家資格者である建築士への信頼が崩壊
- \* 技術者としての職業倫理の欠如

29

## 構造計算書偽装事件

一級建築士である姉歯氏が、コスト削減や作業時間を短縮するため構造計算書を偽装

- ◆ 全国で99件の偽装が発見
- ◆ 共同住宅で大きな被害
- ◆ 構造計算書の作成は、高度・複雑でコンピューターを活用→偽装の発見が難しい

30

